

令和6年産米の作付制限等の対象地域

令和6年産の 米の取扱い	対象地域	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">作付制限</div> 立入が制限されており、 作付・営農は不可	南相馬市	帰還困難区域
	富岡町	帰還困難区域（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	大熊町	帰還困難区域（平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	双葉町	帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	浪江町	帰還困難区域（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	葛尾村	帰還困難区域（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	飯舘村	帰還困難区域（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">農地保全・試験栽培</div> 営農が制限されており、 除染後農地の保全管理や市 町村の管理の下で試験栽培 を実施	双葉町	平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域 帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
	浪江町	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域
	飯舘村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （「再生利用実証事業」の実施地区に限る [※] ）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">作付再開準備</div> 管理計画を策定し、作付 再開に向けた実証栽培等 を実施	飯舘村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （「再生利用実証事業」の実施地区は除く）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">全量生産出荷管理</div> 管理計画を策定し、全て のほ場で吸収抑制対策等 を実施、もれなく検査（全量 管理・全袋検査）し、順次 出荷	富岡町	帰還困難区域のうち、平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域
	大熊町	平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域 帰還困難区域のうち、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域
	葛尾村	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">全戸生産出荷管理</div> 農家単位で吸収抑制対策 を徹底した上で検査（全袋 検査）し、順次出荷	【該当なし】	

※ 環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区については、管理計画に基づく試験栽培は行わない